



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・高病原性鳥インフルエンザ発生予防のための緊急的な消毒の実施について

所管課(室)名

畜 産 課

告 示

長崎県告示第705号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のとおり消毒の実施を命ずる。

令和5年11月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- 2 実施する区域及び対象農場
県内全域の全ての家きん飼養農場
- 3 実施時期
令和5年11月27日（月）から令和5年12月8日（金）まで
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト